

各社会福祉施設管理者様

北海道オホーツク総合振興局
保健環境部社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う高齢者施設等における
対応について

令和5年(2023年)4月27日付け福祉第320号本庁保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長
通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う高齢者施設等における対応につ
いて」において、今後の道としての対応についてお知らせしたところですが、オホーツク管内において、利
用者から新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合の取扱について、次のとおりとします。

記

1 報告対象施設

道所管の入所(短期入所を含む)、居住系の社会福祉施設等

2 施設内で陽性者が発生した場合等の報告について

(1) 同一施設において複数(2名以上)の陽性者が発生した場合に報告(※)願います。

※支援を希望する施設から任意で報告をいただくもので、複数名発生した場合に必ず報告をいた
だくものではありません。

※発生時(初回)のみ任意で報告をいただくもので、陽性者が増加した場合等、2回目以降の追加
の報告は求めませんが、報告時に支援が不要であったが、支援が必要となった場合等は報告をお願
いします。

(2) 平成17年2月22日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告に
ついて」の基準に準じて報告をお願いします。

3 報告方法

(1) 北海道の電子申請システムを使用(原則1回の報告)

〈URL〉

①北見保健所(北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町)

<https://www.harp.lg.jp/Bi8ARUx0>

②網走保健所(網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町)

<https://www.harp.lg.jp/zoHxbM4z>

③紋別保健所(紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町)

<https://www.harp.lg.jp/GJYHvP1g>

(2)(1)に関わらず緊急を要する場合等は、電話による報告も可能

①社会福祉課 TEL：0152-41-0690

②北見保健所 TEL：0157-24-4171

③網走保健所 TEL：0152-41-0683

④紋別保健所 TEL：0158-23-3108

北海道オホーツク総合振興局

保健環境部社会福祉課事業指導係

保健環境部保健行政室（網走保健所）

北見地域保健室（北見保健所）

紋別地域保健室（紋別保健所）